
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号
令和 3 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	久 場 健 護
同	宮 里 善 博
同	宮 城 哲 治
同	古 堅 茂 治

令和 2 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 2 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

令和2年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について

福祉部

○福祉政策課

個別事項

ア 随意契約による契約について（注意事項）

「市長と語る民生委員・児童委員のつどい」は、意見交換をとおして相互理解を深め、また長年にわたり活動した民生委員・児童委員を慰労することを目的として開催される。当該業務委託契約は、日程、実績、会場の広さ及び雰囲気等を総合的に判断したことを理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し随意契約により契約締結をしている。

しかしながら、自治体における契約は競争入札が原則であり、随意契約が出来る場合は限定的に法定されており、上記理由が当該条項に該当するか否か、慎重に判断されたい。

□ 注意事項に関する措置

「市長と語る民生委員・児童委員のつどい」については、今回の注意事項を踏まえ、契約方法について慎重に検討し、適切な契約事務を執行してまいります。

○障がい福祉課

共通事項

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(オ)の補助金に係る歳入事務について、交付決定通知日等から最長約8か月遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 平成31年度沖縄県軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業補助金

□ 注意事項に関する措置

今後このようなことが無いよう、当該事業に関する歳入事務の処理については、複数の職員で管理する体制を整えました。また、職員研修の機会を活用し会計規則等への理解を深め、適正な会計事務に努めます。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)の資金前渡金について、令和元年度はゴールデンウィークが10連休（4/27～5/6）、年末年始休も9連休（12/28～1/5）となるなど、精算期間内に連休を挟んだことで精算が3～5日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号では支払いが終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい（「3 その他」参照）。

(ア) 重度心身障がい者の医療費助成

□ 注意事項に関する措置

当事業が月末日の振込となっており、支払いが終了した日は令和元年 12 月 27 日となっていますが、その翌日から 1 月 3 日までは休日となっていたため、期限内の精算処理は物理的に不可能でした。今後は、支払いが終了した日から 7 日以内に精算できるよう振込日を調整するなどし、関係規則を遵守し適正な事務処理に努めます。

個別事項

ア 委託契約事務について（注意事項）

那覇市要約筆記者・要約筆記奉仕員派遣事業委託は、聴覚、言語機能等に障がいのある方の日常生活を支援するために要約筆記者等を派遣するものである。

事業の委託に当たり、令和元年 7 月 3 日に契約期間を契約締結の日から令和 2 年 3 月 31 日までとし、随意契約により契約を締結しているが、契約締結前の同年 4 月及び 5 月に派遣業務が行われている。

契約書第 10 条で契約締結前の平成 31 年 4 月 1 日から契約を締結する前日までの間に行った業務については本契約により行われたものとして追認する旨を定めているものの、地方自治法第 234 条第 5 項は、地方公共団体が契約書を作成する場合には、契約書に記名押印しなければ、当該契約は確定しない旨定めており、年度当初から委託業務が発生するものについては、年度当初の契約締結に向け契約事務を計画的に行うべきであった。

委託契約に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約の締結については、担当者のみ任せずに、グループ内の全契約一覧表を作成し、グループ長において契約の進捗状況を管理し、年度当初の契約締結に向け契約事務を計画的に行い、適正な事務処理に努めます。

イ 当初予算への計上漏れについて（注意事項）

重度心身障害者医療費助成の自動償還方式に関する審査集計に係る事務委託は、平成 30 年 8 月から行われており、令和元年度も引き続き行われる予定であったにもかかわらず、令和元年度当初予算への計上漏れにより、上半期分は予備費で対応し、下半期分は補正予算で対応している。

那覇市予算決算規則第 5 条第 1 項は、部長は、その所管事務について、予算見積書を作成し企画財務部長に提出しなければならない旨定めている。

当初予算の見積書作成に当たっては、計上漏れがないよう関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当初予算の編成にあたっては、複数の職員によるチェック体制を整え計上漏れを防ぎ、関係規則に拠った適正な事務処理を行います。

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

郵便後納代金の支払いのため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和元年6月28日、精算日は同年12月23日となっており、精算が171日間遅延している。ほかにも精算が遅延している事例が11件あった。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

資金前渡金は、支払が終了した日から7日以内の精算を確実にを行うよう課内での周知徹底を図るとともに、担当グループ長で財務会計システム「資金前渡・概算払整理簿」や「未精算一覧表」を定期的に確認することで、適正な事務処理に努めます。

エ 切手の管理について（注意事項）

一般事務費及び意思疎通支援事業の切手の管理について、切手受払簿への記載が漏れたまま使用されているものが散見された。

那覇市物品会計事務取扱要綱第8条で、課長は使用中の物品について、善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない旨定めている。

切手の管理については、当該要綱を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

切手の受入れや払い出しのチェックを定期的に行うことにより、切手受払簿を適切に管理します。また、大量に発送をする際には、料金後納郵便を活用します。

オ 重要備品の管理について（注意事項）

障がい者福祉センター事業で購入した重要備品（福祉車両370万円）について、令和元年度備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第24条では、物品管理者（課長）は、毎年4月30日までに前年度において増減した重要備品を調査し、物品出納通知書により物品出納員（管財課長）に報告しなければならない旨定め、更に同規則第25条第2項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

重要備品の管理については、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

備品台帳の登録漏れについては、円滑な事務引継ぎが行われず発生したものです。今後、事務引継ぎ時には、重要備品の備品台帳への登録確認を担当者のみならず、グループ長も確認し適正な事務処理に努めます。

カ 普通財産（建物）の管理について（是正事項）

障がい児（者）の福祉に関する事業運営の場として、那覇市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1号に基づき社会福祉法人に無償貸付けしてい

る建物（539.69 m²）について、その処分を前提に、当該法人と協議を進めていたため、令和元年度からの使用貸借について、更新契約を締結しないまま使用させている。

引き続き無償貸付けを行うのであれば、更新契約を締結して使用させるなど、財産を適正に管理すべきであった。

財産の貸付けに当たっては、関係法令等を遵守し、適正な財産の管理を行われない。

□ 是正事項に関する措置

今回の是正事項については、職員の人事異動時における事務引継ぎの不徹底、連絡不足によるものであり、財産の管理については所属長を含め事務引継ぎの確認を行い、適正な財産管理に努めます。

令和元年度からの使用貸借について、更新契約を締結しないまま使用させていたため、令和3年1月15日付けで追認条項を付して使用貸借契約を締結しております。

○ちゃーがんじゅう課

個別事項

ア 概算払による補助金の精算事務について（是正事項）

軽費老人ホーム事務費補助金の概算払については、令和2年3月31日に補助金確定通知後、同年4月26日に精算を行っている。

概算払された補助金は、地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定が適用され、その支出の所属年度が支出負担行為をした日の属する年度となり、会計年度独立の原則からすると同年度内で精算しなければならなかったものである。

概算払による補助金の精算事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 是正事項に関する措置

当該補助金については、地方自治法施行令第143条第1項第5号の規定に基づき、支出負担行為をした日が属する年度において、精算を行うべきであったため、今回の是正事項を踏まえた適正な処理とするため、事務の見直しを検討します。

イ 契約事務について（注意事項）

業務用軽自動車の賃貸借契約（2台）（期間：平成28年7月1日から令和3年6月30日まで）については、入札金額1,557,792円（税込）より72円少ない1,557,720円（税込）で契約締結している。

契約額については、1台の賃借料を月額（税込）で算出し、2台分を合計して計算し端数を切り捨てたため、差額が発生したものである。

しかし、指名競争入札参加者への通知の中で、「落札決定にあたっては、入札書に記載された価格の100分の8を加えた額（1円未満は切り捨て）をもって落札価格とする。」と明記していることから、入札金額1,442,400円に消費税額（8%）115,392円を加えた額1,557,792円で契約すべきであった。

契約事務に当たっては、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

課で事務処理について検討し、確認を行いました。今後の契約事務に当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行っていきます。

○保護管理課

共通事項

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)の資金前渡金について、令和元年度はゴールデンウィークが10連休（4/27～5/6）、年末年始休も9連休（12/28～1/5）となるなど、精算期間内に連休を挟んだことで精算が3～5日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号では支払いが終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい（「3 その他」参照）。

(イ) 平成31年度5月定例口座払分（生活保護費）他1件

□ 注意事項に関する措置

生活保護費口座払の精算については、資金前渡金受領後に受給者の口座への振込を銀行に依頼しており、その後、銀行からの口座振込結果報告まで2日余り要することから支払日同日での精算ができず、また、支払日直後に7日以上連休がある場合、那覇市会計規則にある7日以内の精算も困難な状況となっております。なお、同規則第57条第1項第3号については、休日を算定しない規定とするよう、当該規則の改正が予定されているとのことです。

個別事項

ア 契約事務について（注意事項）

行旅死亡人葬祭業務委託（期間：平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）については、行旅死亡人葬祭業務委託契約書第4条に行旅死亡人1体につき、「火葬料金（いなんせ斎苑）25,000円（非課税）」を支払う旨規定されているが、1体につき60,000円（非課税）の支出があった。

委託料の火葬料金については、「いなんせ斎苑」で火葬することを前提に、南部広域市町村圏事務組合いなんせ斎苑条例第4条別表に基づき大人（満12歳以上）1体、死亡時の住所が那覇市内と想定し25,000円としている。

今回のケースは、死亡時の住所が南部広域市町村圏外であり、同条例別表に基づき60,000円を支払ったものであるが、当該契約書にはその旨の記載が漏れていた。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

次年度からの業務委託について、火葬料金実費に即した支払ができるよう、契約内容の見直しを行い、適正な事務の執行に努めていきます。

イ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

生活困窮者自立相談支援制度九州・沖縄ブロック会議の参加旅費（ホテルパック）の支払いのため受領した前渡金について、支払が終了した日は令和元年8月9日、精算日は同年9月9日となっており、精算が24日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号は、支払が終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項については、精算しなければならない期間を、用務が終了した日から7日以内と誤認識していたことにより発生したものです。今後このようなことが起こらないよう、係会議等で課内周知をはかり、会計規則を遵守し適正な事務の執行に努めていきます。

健康部

○国民健康保険課

個別事項

ア 予算の適正な執行について（注意事項）

はり・きゅう・あん摩施術助成事業において、錯誤による支出負担行為書の取り消しを失念したため、結果として支出負担行為額が二重計上となり実際の執行済額と不一致になっている。予算の執行に当たっては、適正な事務処理に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

はり・きゅう・あん摩等施術助成事業の令和元年5月分の支出において、各施術所の請求書に基づき支出負担行為書等を作成しましたが、一部請求書の金額の誤りにより請求書の差し替えがあり、支出負担行為書を再度作成したところ、先に作成した支出負担行為書の取り消しを失念してしまいました。

令和元年度決算資料作成時に支出負担行為額が二重計上されていることに気がつきましたが、すでに出納整理期間を過ぎていたため財務会計システムの修正処理ができず、支出負担行為額と執行額に差が生じることになったものであります。

今後は、支出負担行為書等を改めて作成する際には、先に作成した書類の取り消しを行った後に作成することを徹底するとともに、グループ長等は、月末及び出納整理期間中には「所属別事業別歳出執行状況表」「負担行為整理簿」等で処理状況をチェックし、支出負担行為額と執行済額に差が生じていないか確認します。

○地域保健課

共通事項

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(オ)の補助金に係る歳入事務について、交付決定通知日等から最長約8か月遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(イ) 令和元年度沖縄県自殺対策強化補助金（沖縄県自殺対策強化事業）

□ 注意事項に関する措置

既存の「補助金に関する手順、事務スケジュール」の見直しを行い、事務作業工程を詳細に追加し、工程ごとにチェックができるよう「事務スケジュール」の修正を行いました。特に、補助金の歳入調定と同時に、県に提出する概算払請求書を一連で進めるように文言化しています。

また、担当を2人体制とし、補助金に関する一連の工程においてダブルチェックを行うことといたしました。

イ 契約に伴う支出負担行為書の作成遅れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の契約事務において、契約時に支出負担行為書が作成されておらず、相手方からの支払い請求後に支出負担行為書を作成していた。

那覇市予算決算規則第25条は、支出負担行為をしたときは、支出負担行為書を直ちに作成しなければならない旨定めている。

支出負担行為書の作成がなければ、予算の執行状況が正確に把握できない。

契約に伴う支出負担行為書作成に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ア) 小児慢性特定疾病管理システム元号改正に伴う対応（改修業務委託）

□ 注意事項に関する措置

通常、契約締結日において支出負担行為書の作成を行っているところ、本件委託については、那覇市契約規則第28条第1号の規定により契約書作成を省略したことが原因となり支出負担行為書の作成が遅れました。

今後は、関係規則等を遵守するとともに、事務処理手順やスケジュールの見直しを行い、契約書の作成省略を行う場合においても支出負担行為書を直ちに作成するよう適正な事務処理を行います。

こどもみらい部

○こども政策課

共通事項

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(オ)の補助金に係る歳入事務について、交付決定通知日から最長約8か月遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない

ない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(ウ) 平成 31 年度沖縄県放課後児童クラブ支援事業費補助金

注意事項に関する措置

沖縄県放課後児童クラブ支援事業費補助金に関する市への補助金交付スケジュールを作成し、県からの交付決定時期を把握するとともに、毎月、「交付スケジュール」と「所属別科目別歳入執行状況表」を、担当者とグループ長で照らし合わせ、適正な事務処理が行われているかダブルチェックする体制を整え、再発防止を行ってまいります。

個別事項

ア 契約事務について（是正事項）

保育所給食センター業務用自動車賃貸借契約は、予定価格を 49 万 5,000 円と定め那覇市契約規則第 20 条第 6 号を適用し、随意契約を締結している。

しかしながら、当該契約は、車両の借り入れを行う契約であり、同条第 3 号に規定する「物件の借入れ」に該当するところ、同号の解釈を誤まり、同号第 6 号を適用し随意契約を締結している。

同号第 3 号を適用した場合、当該契約の予定価格は、同号に定められている随意契約によることができるとする程度の限度額 40 万円を超えており、不適正な契約事務となっている。

契約事務に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

是正事項に関する措置

契約事項を行うに当たっては、関係規則を入念に確認し、適正な事務を執行してまいります。また、同様の事項が起きないように職員注意喚起と周知徹底を図ります。

○こどもみらい課

共通事項

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(オ)の補助金に係る歳入事務について、交付決定通知日等から最長約 8 か月遅れて調定されている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(エ) 待機児童対策特別事業補助金（認可外保育施設研修事業）

注意事項に関する措置

当該指摘について課内職員に周知を図り、国や県の交付決定の通知を受けた後、速やかに対応するよう確認いたしました。現在は適正な事務処理を行っているところです。

当該注意事項について課内職員に周知を図り、国及び県からの補助金交付決定

通知の受理後、速やかに対応することを確認し、現在は適正に事務処理を行っております。

今後も引き続き調定事務については、適正な事務処理を行ってまいります。

イ 契約に伴う支出負担行為書の作成遅れについて（注意事項）

次の(ア)及び(イ)の契約事務において、契約時に支出負担行為書が作成されておらず、相手方からの支払い請求後に支出負担行為書を作成していた。

那覇市予算決算規則第 25 条は、支出負担行為をしたときは、支出負担行為書を直ちに作成しなければならない旨定めている。

支出負担行為書の作成がなければ、予算の執行状況が正確に把握できない。

契約に伴う支出負担行為書作成に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(イ) 令和元年度那覇市認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託他 1 件

□ 注意事項に関する措置

当該指摘について課内職員に周知を図り、予算の執行を伴う事業開始決定後、速やかに対応するよう確認いたしました。現在は適正な事務処理を行っているところ です。

当該注意事項について課内職員に周知を図り、予算執行を伴う事業開始決定後、速やかに対応することを確認し、現在は適正に事務処理を行っております。

今後も引き続き支出負担行為書の作成事務については、適正な事務処理を行ってまいります。

○こども教育保育課

共通事項

ア 補助金の歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(オ)の補助金に係る歳入事務について、交付決定通知日等から最長約 8 か月遅れて調定されている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めるときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

(オ) 令和元年度沖縄県教育支援体制整備事業費補助金

□ 注意事項に関する措置

補助金の歳入調定日については、交付決定日等に基づくことを全職員に周知し、規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

個別事項

ア 随意契約における事務処理について（是正事項）

産業廃棄物収集・運搬及び処分の委託契約については、随意契約を締結しているが、予定価格が設定されておらず、また 1 人の者からしか見積書が徴されておらず、さらには当該委託契約に係る契約書に契約金額の記載がない。

那覇市契約規則第 22 条第 1 項は随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない旨定め、また同規則第 23 条第 1 項に基づく見積書は 2 人以上の者から徴さなければならない旨定め、さらには同規則第 26 条は契約を締結しようとするときは、契約金額を記載した契約書を作成しなければならない旨定めている。

随意契約の執行に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

随意契約の執行に当たっては、那覇市契約規則に基づき事務を行うよう全職員に周知するとともに、これらの事務の執行においては、複数人による確認を行う等、規則を遵守した適正な事務処理に努めてまいります。

○子育て応援課

共通事項

ウ 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(ウ)の資金前渡金について、令和元年度はゴールデンウィークが10連休（4/27～5/6）、年末年始休も9連休（12/28～1/5）となるなど、精算期間内に連休を挟んだことで精算が3～5日間遅延している。

那覇市会計規則第57条第1項第3号では支払いが終了した日から7日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい（「3 その他」参照）。

(ウ) 平成 31 年 3 月受付分こども医療費助成金の支払い他 2 件

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適切な事務処理を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。

個別事項

ア 資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）

県外研修受講に伴う受講料の支払いのため受領した前渡金について、支払が終了した日（支払い日）は令和 2 年 2 月 14 日、精算日は 3 月 2 日となっており、精算が 10 日間遅延している。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項第 3 号は、支払が終了した日から 7 日以内に精算しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今回の注意事項について、資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適切な事務処理を行うよう、職員への注意喚起と周知徹底を図りました。今後、このようなことがないように、適切な事務処理に努めてまいります。